

新旧対照表（千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条・第4条（略）</p> <p>（業務の範囲） <u>第5条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 （1）<u>第3条各号</u>に掲げる事業の実施に関する業務 （2）次条第1項に規定する使用の許可及び<u>第8条</u>の規定による使用の制限等に関する業務 （3）・（4）（略）</p> <p>第6条・第7条（略）</p> <p>（使用の制限等） <u>第8条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を制限し、若しくは停止し、<u>第6条第1項</u>の許可を取り消し、又はプラザからの退去を命ずることができる。 （1）（略） （2）偽りその他不正の手段により<u>第6条第1項</u>の許可を受けた事実が明らかになったとき。 （3）<u>第6条第1項</u>の許可に付した条件に違反したとき。 （4）～（6）（略）</p> <p>（意見の聴取） <u>第8条の2</u> 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>第7条第4号</u>に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、<u>第7条第4号</u>に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止） <u>第9条</u> <u>第6条第1項</u>の許可を受けた者（<u>第12条</u>において「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>第10条～第17条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（使用者） <u>第3条</u> 本市に在住し、在勤し、又は在学する者は、<u>プラザの施設を使用することができる。</u> 2 <u>前項に規定する者のほか、市長が認める者は、プラザの施設を使用することができる。</u></p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>（業務の範囲） <u>第6条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 （1）<u>第4条各号</u>に掲げる事業の実施に関する業務 （2）次条第1項に規定する使用の許可及び<u>第9条</u>の規定による使用の制限等に関する業務 （3）・（4）（略）</p> <p>第7条・第8条（略）</p> <p>（使用の制限等） <u>第9条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を制限し、若しくは停止し、<u>第7条第1項</u>の許可を取り消し、又はプラザからの退去を命ずることができる。 （1）（略） （2）偽りその他不正の手段により<u>第7条第1項</u>の許可を受けた事実が明らかになったとき。 （3）<u>第7条第1項</u>の許可に付した条件に違反したとき。 （4）～（6）（略）</p> <p>（意見の聴取） <u>第10条</u> 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>第8条第4号</u>に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、<u>第8条第4号</u>に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止） <u>第11条</u> <u>第7条第1項</u>の許可を受けた者（<u>第14条</u>において「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>第12条～第19条（略）</p>

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2

1 集会室等利用料金
(表略)

備考 「1コマ」とは、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの2時間をいう。

2 体育館利用料金
(1) 個人使用
(表略)

(2) 専用使用 (全館)

区 分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
一 般	4,510円	4,510円	9,050円
高校生以下	2,220円	2,220円	4,470円

備考

1 半館使用の場合は、この表に掲げる額の半額とする。

2 使用時間内において使用の許可を受けた時間を超過し、若しくは繰り上げて使用する場合又は使用時間以外の時間に使用する場合は、規則で定める額とする。

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2

1 集会室等利用料金
(表略)

備考

1 「1コマ」とは、次の各号のいずれかの時間帯の2時間をいう。

(1) 午前9時から午前11時まで

(2) 午前11時から午後1時まで

(3) 午後1時から午後3時まで

(4) 午後3時から午後5時まで

(5) 午後5時から午後7時まで

(6) 午後7時から午後9時まで

2 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間までごとに、この表に定める金額の2分の1に相当する額とする。

3 前項の規定により算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 体育館利用料金
(1) 個人使用
(表略)

備考 30人以上の団体利用の場合は、1割引とする。

(2) 専用使用

区 分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
一般	全館	4,510円	4,510円	9,050円
	半館	2,250円	2,250円	4,510円
高校生以下	全館	2,220円	2,220円	4,470円
	半館	1,110円	1,110円	2,230円

備考

1 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間までごとに、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間帯に係るこの表に定める金額の4分の1に相当する額とする。

2 前項の規定により算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行す

	<p>る。</p> <p>2 この条例による改正後の別表第2第1項備考、同表第2項第1号備考及び同項第2号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p>
--	--